

## 資恐防制法第 8 條第 1 項所列犯罪罪名

### 一、資恐防制法第 8 條第 1 項第 1 款

#### (一)前段

- 1.刑法第 173 條第 1 項、第 3 項（放火燒燬現供人使用之住宅或現有人在之處所或交通工具罪）
- 2.刑法第 176 條準用第 173 條第 1 項、第 3 項（準放火罪）
- 3.刑法第 178 條第 1 項、第 3 項（決水浸害現供人使用之住宅或現有人在之建築物及交通工具罪）
- 4.刑法第 183 條第 1 項、第 4 項（傾覆或破壞現有人所在之交通工具罪）
- 5.刑法第 184 條第 1 項、第 4 項、第 5 項（使舟、車、航空器發生往來危險罪）
- 6.刑法第 185 條（妨害公眾往來安全罪）
- 7.刑法第 185 條之 1 第 1 項～第 5 項（劫持、控制航空器或其他供公眾運輸之工具罪）
- 8.刑法第 185 條之 2（危害飛航安全罪）
- 9.刑法第 186 條之 1 第 1 項、第 2 項、第 4 項（使用危險物品罪）
- 10.刑法第 187 條之 1（製造、販賣、運輸、持有放射性物品罪）
- 11.刑法第 187 條之 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項（放逸核能、放射線罪）
- 12.刑法第 187 條之 3（使用放射線致傷罪）
- 13.刑法第 188 條（妨害公用事業罪）
- 14.刑法第 190 條第 1 項、第 2 項、第 4 項（妨害公眾飲水罪）
- 15.刑法第 190 條之 1 第 1 項～第 3 項（投放毒物罪）

- 16.刑法第 191 條之 1 (公開陳列販賣物品下毒罪)
- 17.刑法第 192 條第 2 項 (散布傳染病菌罪)
- 18.刑法第 271 條第 1 項、第 2 項 (普通殺人罪)
- 19.刑法第 278 條 (重傷罪)
- 20.刑法第 302 條 (剝奪行動自由罪)
- 21.刑法第 347 條第 1 項～第 3 項 (擄人勒贖罪)
- 22.刑法第 348 條 (擄人勒贖結合犯罪)
- 23.刑法第 348 條之 1 (意圖勒贖而擄人罪)

(二)後段—對於公務機關之電腦或其相關設備犯下列犯罪：

- 1.刑法第 358 條 (入侵電腦或相關設備罪)
- 2.刑法第 359 條 (無故取得、刪除或變更電磁紀錄罪)
- 3.刑法第 360 條 (干擾電腦或相關設備罪)

二、資恐防制法第 8 條第 1 項第 1 款

槍砲彈藥刀械管制條例第 7 條 (製造販賣或運輸重型槍砲罪)

三、資恐防制法第 8 條第 1 項第 3 款

民用航空法第 100 條 (劫持航空器罪)